



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*58 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

○ 人事委員会規則

*33 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 2

*34 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 3

*35 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 3

○ 教育委員会規則

*28 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 4

○ 告示

1456 公文書開示の実施状況の公表 (総務学事課)..... 5

1457 個人情報保護条例の運用状況の公表 (")..... 6

1458 一般競争入札による落札者の決定 (医務課)..... 6

1459 鳥獣捕獲等事業の認定 (果樹園芸課)..... 7

1460 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 7

1461 " (")..... 8

1462 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 8

1463 " (")..... 8

1464 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 8

1465 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更 (資源管理課)..... 9

1466 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 9

○ 公安委員会告示

49 指定講習機関の変更 9

規 則

和歌山県規則第58号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則
職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則(昭和42年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成27年3月1日」を「平成28年3月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第33号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年和歌山県条例第5号」の次に「。以下「平成27年改正条例」という。」を、「附則第7項の表」の次に「第14条の2第2項第1号の項から第14条の2第2項第7号の項まで」を加え、「国家公務員の地域手当の支給割合の例による」を「次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる平成27年改正条例による改正前の職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第14条の2第1項に規定する地域手当の割合（地域手当を支給しない地域については、零とする。）に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする」に改め、ただし書を削り、同項に次の表を加える。

100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の18	100分の18
100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の15	100分の15
	100分の12	100分の13
100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の15	100分の15
	100分の12	100分の13
	100分の10	100分の11
100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の12	100分の12
	100分の10	100分の10
	100分の6	100分の8
100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の10	100分の10
	100分の6	100分の7
	100分の3	100分の5
100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の6	100分の6
	100分の3	100分の4
	零	100分の2
100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の3	100分の3
	零	100分の1

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 平成27年改正条例附則第7項の表第14条の3の項に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の15とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第34号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年和歌山県条例第33号」の次に「。以下「平成27年改正条例」という。」を、「附則第7項の表」の次に「第14条の2第2項第1号の項から第14条の2第2項第7号の項まで」を加え、「国家公務員の地域手当の支給割合の例による」を「次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる平成27年改正条例による改正前の教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第14条の2第1項に規定する地域手当の割合（地域手当を支給しない地域については、零とする。）に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする」に改め、同項に次の表を加える。

100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の18	100分の18
100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の15	100分の15
	100分の12	100分の13
100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の15	100分の15
	100分の12	100分の13
	100分の10	100分の11
100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の12	100分の12
	100分の10	100分の10
	100分の6	100分の8
100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の10	100分の10
	100分の6	100分の7
	100分の3	100分の5
100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の6	100分の6
	100分の3	100分の4
	零	100分の2
100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の3	100分の3
	零	100分の1

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第35号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第7号）の一部

を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年和歌山県条例第36号」の次に「。以下「平成27年改正条例」という。」を、「附則第7項の表」の次に「第12条の2第2項第1号の項から第12条の2第2項第7号の項まで」を加え、「国家公務員の地域手当の支給割合の例による」を「次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる平成27年改正条例による改正前の警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第12条の2第1項に規定する地域手当の割合（地域手当を支給しない地域については、零とする。）に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする」に改め、同項に次の表を加える。

100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の18	100分の18
100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の15	100分の15
	100分の12	100分の13
100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の15	100分の15
	100分の12	100分の13
	100分の10	100分の11
100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の12	100分の12
	100分の10	100分の10
	100分の6	100分の8
100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の10	100分の10
	100分の6	100分の7
	100分の3	100分の5
100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の6	100分の6
	100分の3	100分の4
	零	100分の2
100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	100分の3	100分の3
	零	100分の1

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第28号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月25日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成27年和歌山県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年和歌山県条例第34号」の次に「。以下「平成27年改正条例」という。」を、「附則第6項の表」の次に「第16条の2第2項第1号の項から第16条の2第2項第7号の項まで」を加え、「国家公務員の地域手当の支給割合の例による」を「次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる平成27年改正条例による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第

16条の2第1項に規定する地域手当の割合（地域手当を支給しない地域については、零とする。）に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする」に改め、同項に次の表を加える。

100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合	100分の18	100分の18
100分の16を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合	100分の15	100分の15
	100分の12	100分の13
100分の15を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合	100分の15	100分の15
	100分の12	100分の13
	100分の10	100分の11
100分の12を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合	100分の12	100分の12
	100分の10	100分の10
	100分の6	100分の8
100分の10を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合	100分の10	100分の10
	100分の6	100分の7
	100分の3	100分の5
100分の6を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合	100分の6	100分の6
	100分の3	100分の4
	零	100分の2
100分の3を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合	100分の3	100分の3
	零	100分の1

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1456号

和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第37条第2項の規定に基づき、平成26年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

開示請求の件数	決 定 件 数 等						
	開 示			非開示	不存在	存否応答 拒 否	取下げ
	全部	部分	計				
4,589	2,736	1,707	4,443	21	53	4	68

2 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

開示申出の件数	処 理 状 況						
	開 示			非開示	不存在	存否応答 拒 否	取下げ
	全部	部分	計				
219	104	49	153	5	52	0	9

3 開示・非開示決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況					
	全部容認	一部容認	棄 却	却 下	取下げ	審査中
25 (52)	0	0 (1)	5 (12)	0	0	20 (39)

()の数字は、平成23年度から平成25年度までの不服申立てであって、平成26年度まで審査が及んだものの

和歌山県告示第1457号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第60条第2項の規定に基づき、平成26年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 個人情報取扱事務の件数

2,065件

2 保有個人情報の請求及び決定件数等

(1) 開示

開示請求の件数	決 定 件 数 等						
	開 示			非開示	不存在	存否応答 拒 否	取下げ
	全部	部分	計				
329	54	247	301	14	11	1	2

(2) 訂正・利用停止

訂正請求の 件 数	決定件数等				利用停止 請求の件数	決定件数等			
	訂 正			非訂正		利 用 停 止			非利用 停 止
	全部	部分	計			全部	部分	計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 簡易開示の件数

3,524件

4 開示・非開示決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況					
	全部容認	一部容認	棄 却	却 下	取下げ	審査中
8 (4)	0	0	0 (4)	0	0	8 (0)

()の数字は、平成23年度及び平成25年度の不服申立てであって、平成26年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第1458号

平成27年度全身用X線CT装置の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

全身用X線CT装置 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立こころの医療センター事務局総務課
有田郡有田川町庄31番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年11月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
セイコーメディカル株式会社
和歌山県和歌山市築港六丁目9番地の10
- 5 落札金額
30,909,600円 (うち消費税及び地方消費税の額2,289,600円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年10月16日

和歌山県告示第1459号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の2の規定に基づき、次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定をした。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 認定年月日
平成27年12月11日
- 2 認定を受けた鳥獣捕獲等事業を実施する者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）の名称及び住所並びに代表者の氏名等
 - (1) 名称及び住所
一般社団法人和歌山県猟友会
和歌山県和歌山市湊通り丁南四丁目18番地
 - (2) 代表者の氏名
尾上貞夫
 - (3) (1) の認定鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の5第1項第2号の基準に適合するものである。

和歌山県告示第1460号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年12月14日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年1月7日まで縦覧に供する。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第57号-1	田辺市上秋津字露之元2796-25
平成27年度第57号-2	田辺市芳養町字下川原1913-1外3筆

和歌山県告示第1461号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年12月15日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年1月7日まで縦覧に供する。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第58号	橋本市出塔字寺前52外2筆

和歌山県告示第1462号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡美浜町大字吉原字大松原958の267（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 津波防護施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1463号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡美浜町大字吉原字大松原958の267（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 津波防護施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1464号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1465号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成27年12月16日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第1466号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3313	岩出市赤垣内字宮132番1の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 27.12.11	6.00 } 6.30	70.33

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第49号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関の特定講習の業務を行う事務所の名称の変更について、次のとおり届出があった。

平成27年12月25日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

名称	変更事項	新	旧	変 更 年 月 日
有限会社田辺自動車学校	特定講習の業務を行う事務所の名称	田辺自動車学校	和歌山県田辺自動車学校	平成 28.1.1